

船舶事故調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年9月11日 20時45分ごろ
発生場所	沖縄県伊江村伊江島西方沖 伊江島灯台から真方位274°560m付近 (概位 北緯26°43.6′ 東経127°44.7′)
事故の概要	漁業取締船はやては、南東進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年10月11日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁業取締船 はやて、61トン
船舶番号、船舶所有者等	133769、沖縄県
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷及び凹損、船底箱の格子に変形
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、伊江島周辺海域の漁業取締りの目的で、ECDIS（電子海図情報表示装置）を作動させ、約7ノットの対地速力で、同島北西方沖を陸岸に沿って自動操舵により南進していた。</p> <p>本船の船橋では、船長が操船及び漁業取締りの監視業務に、機関長が機関モニターで主機等の運転監視業務にそれぞれ当たっていた。</p> <p>船長は、伊江島南西方付近の浅瀬に潜水漁（電灯潜り漁）の際に点灯する灯光らしき光（以下「本件灯光」という。）を認めたので、本件灯光を監視しようと手動操舵に切り替え、左転して船首を本件灯光に向けた後、再び自動操舵に切り替えて本船を南東進させた。</p> <p>船長は、伊江島灯台を左舷正横に視認した後、伊江島西岸から十分に離れていると思い、目視で周囲を確認しながら本件灯光を見失わないよう監視することに集中していたところ、ゴトゴトという音とともに船体が大きく振動したのを感じ、本船が浅瀬に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.2m、船尾約1.1mであった。</p> <p>船長は、本事故当時、ECDISで船位を確認していたが、操縦席の上部に設置されたECDISのモニター画面の輝度が本件灯光の監視の邪魔になると思い、同画面の輝度を下げていたため、同画面の浅瀬等の水域表示が不明瞭であり、浅瀬に向かっていることに気付かなかったと本事故後に思った。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、E C D I Sのモニター画面の水域表示が不明瞭な状態で南東進中、船長が本件灯光を見失わないよう監視することに集中し、伊江島南西方付近の浅瀬に向かっていていることに気付かずに南東進を続けたことから、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、E C D I Sのモニター画面の水域表示が不明瞭な状態で南東進中、船長が本件灯光を見失わないよう監視することに集中し、伊江島南西方付近の浅瀬に向かっていていることに気付かずに南東進を続けたため、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業取締船の船長は、航行中、当直者が複数いる場合、操船と漁業取締りの監視業務を分担し、他の業務を行わず、操船に集中すること。</li> <li>・ 船長は、夜間に浅瀬の存在する海域を航行する際、目視のみに頼らず、E C D I S等の航海計器を正しく活用して船位の確認を適切に行うこと。</li> </ul>